

フロン冷凍空調機器の廃棄時等のご注意

- 東京都ではフロンGメンによる指導、取り締まりを強化しています
立入指導等実績（令和2年4月から令和4年10月末まで）

- ・立入調査等件数 12,938 件
- ・勧告 38 件



- 業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の引取り又は引き渡す場合は、法に基づく適切な対応が必要です！

(1) 廃棄物・リサイクル業者の皆様へ

業務用冷凍空調機器の廃棄等を実施する事業者から、製品を部品等としてリサイクル又は処分することを目的に機器を引き取る場合は、引取証明書等によりフロン類が充填されていないことを確認してください。

今回の事案では、引取証明書等でフロン類が充填されていないことの確認をせずに機器の引取りを行ったため、法第45条の2第4項違反となり法第104条第3号の規定により50万円以下の罰金となります。

(2) 機器所有者等の皆様へ

業務用冷凍空調機器の廃棄等の際には、フロン類充填回収業者からフロン類が充填されていないことの確認を受けるか、フロン類を充填回収業者に引き渡す必要があります。

今回の事案では、フロン類を充填回収業者以外に引き渡したため、法第41条違反となり第104条第2号の規定により50万円以下の罰金となります。

また、引取証明書の写しを交付せずに機器の引渡しを行ったため、法第45条の2第1項違反となり法第105条第5号の規定により30万円以下の罰金となります。

(3) その他

フロン類をみだりに放出することは、法第86条違反となり法第103条第13号の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金になります。